

議案第56号

守口市生涯学習情報センター条例等の一部を改正する条例案

守口市生涯学習情報センター条例等の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成27年12月7日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

## 守口市生涯学習情報センター条例等の一部を改正する条例

(守口市生涯学習情報センター条例の一部改正)

**第1条** 守口市生涯学習情報センター条例（平成5年守口市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中「守口市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条中「委員会」を「市長」に改める。

第5条中「委員会は」を「市長は」に改め、同条第4号中「その他委員会」を「前3号に掲げるもののほか、市長」に改める。

第6条から第7条の2まで中「委員会」を「市長」に改める。

第8条第2号中「前号」の次に「に掲げるもの」を加える。

第9条及び第12条中「委員会」を「市長」に改める。

第13条第4項中「第3条中「守口市教育委員会（以下「委員会」という。））」とあるのは「指定管理者」とを「第3条」に、「第12条中「委員会」を「第12条中「市長」に改め、「と、第5条第4号中「委員会」とあるのは「守口市教育委員会（以下「委員会」という。））」を削る。

第14条第1項中「前条」の次に「の規定」を加える。

第15条中「委員会」を「市長」に改める。

(もりぐち児童クラブ事業利用者負担金徴収条例の一部改正)

**第2条** もりぐち児童クラブ事業利用者負担金徴収条例（平成20年守口市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条中「守口市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改める。

第5条及び第6条中「委員会」を「市長」に改める。

(守口市附属機関条例の一部改正)

**第3条** 守口市附属機関条例（平成25年守口市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号の表守口文化センター指定管理者選定委員会の項の次に次のように加える。

守口市生涯学習情報センター指定管理者選定委員会	守口市生涯学習情報センターの指定管理者の指定についての審査に関する事務	7人以内	1 学識経験者 2 市の職員 3 その他市長が適当と認めた者	1年以内で市長が定める期間
守口市生涯学習推進会議	生涯学習推進計画及び生涯学習の推進のための施策についての調査審議に関する事務	20人以内	1 学識経験者 2 生涯学習に関する経験を有する者 3 市民 4 その他市長が適当と認めた者	2年
守口市生涯学習援助基金活動助成事業審査会	守口市生涯学習援助基金条例（平成4年守口市条例第17号）第4条の収益を財源として行う生涯学習に関する活動に対する助成についての審査に関する事務	6人以内	1 学識経験者 2 市民 3 市の職員	2年

第2条第2号の表守口市社会教育施設指定管理者選定委員会の項、守口市生涯学習推進会議の項及び守口市生涯学習援助基金活動助成事業審査会の項を削る。

（守口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

**第4条** 守口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年守口市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「守口市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改める。

第9条第2項第9号、第18条及び第19条中「委員会」を「市長」に改める。

## 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。